

一般社団法人馬瀬地方自然公園づくり協議会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人馬瀬地方自然公園づくり協議会（以下「本会」という。）定款第8条の規定に基づき、本会の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 本会の会費は年会費制とし、会員の種別及び区分ごとの1口あたりの会費の額は、次のとおりとする。

会員の種別	会員の区分	1口あたりの会費の額（年額）
正会員	団体	2,000円
	個人	1,000円
賛助会員	団体	1,000円
	個人	500円

2 会員ごとの会費の額は、それぞれ1口あたりの会費の額に加入口数を乗じた額とする。

(会費の納入)

第3条 前事業年度内に本会定款第9条に定める任意退会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で会員資格を有する者は、当該事業年度の会費を納入しなければならない。

2 会員は、毎事業年度、本会から会費の請求をうけたのち、本会が指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。

(中途入会の会費及び納入)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は第2条第2項の規定によって算定される年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は同年額の半額とする。

2 前項の規定により算定された額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 第1項の会費の納入は、前条第2項の規定を準用する。

(会費口数の変更)

第5条 会員は、加入口数を変更するときは、加入口数変更届（別記様式）を本会の会長に提出することにより、1口以上の任意の加入口数に変更することができる。

2 前項の加入口数の変更は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

(会員種別の変更があった場合の取扱い)

第6条 賛助会員が、一般社団法人馬瀬地方自然公園づくり委員会入会及び退会規程（以下「入退会規程」という。）第5条の規定により正会員への会員種別の変更の届出を行い、事業年度の中途に種類変更となる場合は、第4条の規定を準用することとし、当該会費の額から賛助会員として納入した会費の額を控除した額を、当該事業年度における正会員の会費として納入しなければならない。ただし、賛助会員として納入した会費の額の方が

大きい場合は、その納入を免除する。

- 2 正会員が、入退会規程第5条の規定により賛助会員への会員種別の変更の届出を行った場合は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から、種別変更後の会費を適用するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、一般社団法人馬瀬地方自然公園づくり委員会の設立の登記の日（令和元年10月1日）から施行する。